

# 公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の改正骨子

## 公衆浴場法施行条例改正関係

### 1 改正の理由

沖縄県公衆浴場法施行条例(平成16年7月30日条例第28号)に規定する、「衛生措置の基準」及び「構造設備の基準」の策定に際し参考とした、『公衆浴場における水質基準等に関する指針』、『公衆浴場における衛生等管理要領』及び『旅館業における衛生等管理要領』が令和元年9月19日に改正された(令和元年9月19日付け生食発0919第8号 厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)。

同要領の改正の趣旨は、衛生管理が十分に行えるよう、構造設備上の必要な措置を講じることにより、レジオネラ症の発生を防止するものである。

そのため、沖縄県においても、「衛生措置の基準」及び「構造設備の基準」の見直しを行う。

### 2 主な改正内容

#### 【衛生措置の基準】

#### ○追加

- (1) 水位計配管は週に1回消毒を行うこと。
- (2) シャワーは1週間に1回以上通水すること。
- (3) シャワーヘッドとホースは6ヶ月に1回以上点検し、1年に1回以上洗浄及び消毒を行うこと。
- (4) 気泡発生装置等の内部に生物膜が形成されないように適切に管理を行うこと。
- (5) 浴槽に24時間以上完全換水しないで循環ろ過している浴槽水がある時は、ろ過器及び消毒装置を常に作動させること。

#### ○変更

- (1) 浴槽水中の残留塩素濃度：0.2mg/L→0.4mg/L  
※結合塩素のモノクロラミンの場合には3mg/L
- (2) 浴槽の縁からあふれた湯水を回収する槽の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合には、回収槽の壁面の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽の水を塩素系薬剤で消毒すること。  
→オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー還水管及び回収槽内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽の水を塩素系薬剤で消毒すること。

#### 【構造設備の基準】

#### ○追加

- (1) 貯湯槽は完全に排水できる構造とすること。
- (2) 水位計を設置する場合には、配管内を洗浄・消毒できる構造、あるいは配管等を要しないセンサー方式であること。
- (3) 配管内の浴槽水が完全に排水できるような構造とすること。
- (4) 調整箱を設置する場合には、清掃しやすい構造とし、レジオネラ属菌が繁殖しないように、薬剤注入入口を設けるなど塩素消毒等が行えるようにすること。

#### ○変更

(1) 浴槽の縁からあふれた湯水を回収する槽の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合には、回収槽は、地下埋設を避け、清掃が容易に行える位置又は構造になっているとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽の水を消毒できる設備が備えられていること。

→オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー還水管を直接循環配管に接続せず、回収槽は、地下埋設を避け、内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽の水を塩素系薬剤で消毒すること。

## 【その他】

10歳以上の男女を混浴させないこと。

→おおむね小学校就学の始期に達した6歳以上の男女を混浴させないこと。

## 3 施行日

令和3年7月1日

※既存の許可事業者(この条例の施行の日前に許可の申請をし、同日後に許可を受けた者を含む。)は、営業の施設の改善が必要な改正後の構造設備については、施設の増改築を行わない限り、当分の間、適用しない。

## 旅館業法施行条例改正関係

### 1 改正の理由

旅館業法施行条例(平成30年3月30日条例第32号)に規定する、「衛生措置の基準」及び「構造設備の基準」の策定に際し参考とした、『公衆浴場における水質基準等に関する指針』、『公衆浴場における衛生等管理要領』及び『旅館業における衛生等管理要領』が令和元年9月19日に改正された(令和元年9月19日付け生食発0919第8号 厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)。

同要領の改正の趣旨は、衛生管理が十分に行えるよう、構造設備上の必要な措置を講じることにより、レジオネラ症の発生を防止するものである。

そのため、沖縄県においても、「衛生措置の基準」及び「構造設備の基準」の見直しを行う。

### 2 主な改正内容

#### 【衛生措置の基準】

○追加

- (1) 水位計配管は週に1回消毒を行うこと。
- (2) シャワーは1週間に1回以上通水すること。
- (3) シャワーヘッドとホースは6ヶ月に1回以上点検し、1年に1回以上洗浄及び消毒を行うこと。
- (4) 気泡発生装置等の内部に生物膜が形成されないように適切に管理を行うこと。
- (5) 浴槽に24時間以上完全換水しないで循環ろ過している浴槽水がある時は、ろ過器及び消毒装置を常に作動させること。

○変更

- (1) 浴槽水中の残留塩素濃度：0.2mg/L→0.4mg/L

※結合塩素のモノクロミンの場合には3mg/L

- (2) 浴槽の縁からあふれた湯水を回収する槽の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合には、回収槽の壁面の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回

収槽の水を塩素系薬剤で消毒すること。

→オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー還水管及び回収槽内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽の水を塩素系薬剤で消毒すること。

### 【構造設備の基準】

#### ○追加

- (1) 貯湯槽は完全に排水できる構造とすること。
- (2) 水位計を設置する場合には、配管内を洗浄・消毒できる構造、あるいは配管等を要しないセンサー方式であること。
- (3) 配管内の浴槽水が完全に排水できるような構造とすること。
- (4) 調整箱を設置する場合には、清掃しやすい構造とし、レジオネラ属菌が繁殖しないように、薬剤注入口を設けるなど塩素消毒等が行えるようにすること。

#### ○変更

- (1) 浴槽の縁からあふれた湯水を回収する槽の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合には、回収槽は、地下埋設を避け、清掃が容易に行える位置又は構造になっているとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽の水を消毒できる設備が備えられていること。  
→オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー還水管を直接循環配管に接続せず、回収槽は、地下埋設を避け、内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽の水を塩素系薬剤で消毒すること。

### 【その他】

○混浴禁止年齢についての規定を追加。

おおむね小学校就学の始期に達した6歳以上の男女を混浴させないこと。

## 3 施行日

令和3年7月1日

※既存の許可事業者(この条例の施行の日前に許可の申請をし、同日後に許可を受けた者を含む。)は、営業の施設の改善が必要な改正後の構造設備については、施設の増改築を行わない限り、当分の間、適用しない。